（特別捜査課の所掌事務）

第七百三十一条の二　特別捜査課は、麻薬及び向精神薬取締法第五十四条第五項に規定する罪（組織的な犯罪その他特定のものに限る。）の捜査に関する事務をつかさどる。

（捜査課の所掌事務）

第七百三十二条　捜査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　医薬品医療機器等法に規定する指定薬物及び模造に係る医薬品に関する取締りの実施に関すること。

三　（略）

（情報管理分析課の所掌事務）

第七百三十三条の三　情報管理分析課は、麻薬及び向精神薬取締法第五十四条第五項に規定する罪の捜査に関して収集された情報の管理及び分析並びに情報技術の解析に関する事務をつかさどる。

（情報官の職務）

第七百三十四条　情報官は、命を受けて、麻薬及び向精神薬取締法第五十四条第五項に規定する罪（不法輸入及び不法輸出並びに国外犯に係るものを除く。）に関する情報の収集及び分析に関する事務を行う。

2　北海道厚生局、東海北陸厚生局、近畿厚生局及び九州厚生局の情報官は、前項に規定する事務のほか、第七百三十三条各号に掲げる事務を行う。

（密輸対策・情報官の職務）

第七百三十四条の四　密輸対策・情報官は、命を受けて、次に掲げる事務を行う。

一　麻薬及び向精神薬取締法第五十四条第五項に規定する罪（不法輸入及び不法輸出並びに国外犯に係るものに限る。）の捜査に関する事務を行う。

二　麻薬及び向精神薬取締法第五十四条第五項に規定する罪（不法輸入及び不法輸出並びに国外犯に係るものを除く。）に関する情報の収集及び分析に関する事務を行う。

2　前項に規定する事務のほか、第七百三十三条各号に掲げる事務を行う。

（密輸・広域事犯管理官の職務）

第七百三十四条の五　密輸・広域事犯管理官は、命を受けて、麻薬及び向精神薬取締法第五十四条第五項に規定する罪の捜査に関する重要事項の企画及び調整に関する事務を行う。

（再乱用防止対策官の職務）

第七百三十四条の六　再乱用防止対策官は、命を受けて、麻薬及び向精神薬取締法第五十四条第五項に規定する罪（薬物使用に係るものに限る。）を犯した者の再犯の防止に関する事務を行う。

（削る）

（調査総務調整官）

第七百三十四条の七　関東信越厚生局の調査総務課に調査総務調整官一人を置く。

2　調査総務調整官は、命を受けて、麻薬取締官の養成及び研修の企画及び調整に関する事務を行う（鑑定課の所掌に属するものを除く。）。

（密輸対策官）

第七百三十四条の八　関東信越厚生局、近畿厚生局及び九州厚生局の密輸対策課にそれぞれ密輸対策官三人を置く。

2　（略）

（特別捜査課の所掌事務）

第七百三十一条の二　特別捜査課は、麻薬及び向精神薬取締法第五十四条第五項に規定する罪（組織的な犯罪その他特定のものに限る。）の捜査に関する事務（捜査企画情報課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（捜査課の所掌事務）

第七百三十二条　捜査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　医薬品医療機器等法に規定する指定薬物及び模造に係る医薬品に関する取締りの実施に関すること（指定薬物専門官の所掌に属するものを除く。）。

三　（略）

（新設）

（情報官の職務）

第七百三十四条　情報官は、命を受けて、麻薬及び向精神薬取締法第五十四条第五項に規定する罪（不法輸入及び不法輸出並びに国外犯に係るものを除く。）に関する情報の収集及び分析に関する事務を行う。

2　北海道厚生局、東北厚生局、東海北陸厚生局、中国四国厚生局及び九州厚生局の情報官は、前項に規定する事務のほか、第七百三十三条各号に掲げる事務を行う。

（指定薬物専門官の職務）

第七百三十四条の四　指定薬物専門官は、命を受けて、次に掲げる事務を行う。

一　麻薬及び向精神薬取締法第五十四条第五項に規定する罪（医薬品医療機器等法に違反する罪のうち、指定薬物に係るものに限る。）に関する情報の収集及び分析に関すること（国際情報課の所掌に属するものを除く。）。

二　医薬品医療機器等法に規定する指定薬物に関する取締りのうち、他の機関と共同して行う立入検査等の実施に関する企画及び立案並びに調整に関すること。

（新設）

（再乱用防止対策官の職務）

第七百三十四条の五　再乱用防止対策官は、命を受けて、麻薬及び向精神薬取締法第五十四条第五項に規定する罪（薬物使用に係るものに限る。）を犯した者の再犯の防止に関する事務を行う。

（サイバー犯罪対策官）

第七百三十四条の六　関東信越厚生局の捜査企画情報課にサイバー犯罪対策官一人を置く。

2　サイバー犯罪対策官は、命を受けて、第七百二十九条の二第一項第二号及び第三号に規定する事務のうち、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを利用して行われるものに関する事務を行う。

（新設）

（密輸対策官）

第七百三十四条の七　関東信越厚生局の密輸対策課に密輸対策官三人、近畿厚生局の密輸対策課に密輸対策官二人を置く。

2　（略）